

諮問第 15 号

但馬海区漁業調整委員会

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 3 管理年度
の知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群
及びごまさば東シナ海系群に関する令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたい
ので、同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和 3 年 6 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和3年5月17付け3水管第383号農林水産大臣通知）

上記特定水産資源の漁獲可能量は「現行水準」として示されたため、法第16条第1項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

（漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量）

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準

参考 兵庫県資源管理方針別紙（配分関係抜粋）

（別紙1-6）

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等（略）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

令和 3 年 5 月 17 日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 3 管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
まさば及びごまさば 太平洋系群			
まさば対馬暖流系群 及びごまさば東シナ 海系群	現行水準	0.17%	242
ずわいがに太平洋北 部系群			
ずわいがに日本海系 群A海域			
ずわいがに日本海系 群B海域			
ずわいがに北海道西 部系群			
ずわいがにオホーツ ク海南部			